

八尾市居住支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第51条及び八尾市重層的支援体制整備事業実施計画に基づき、高齢者、障がい者、低所得者、子どもを養育している者その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）の民間賃貸住宅等への円滑な入居を推進するため、八尾市居住支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居に関すること。
- (2) 貸主及び民間賃貸住宅等を管理する事業を行う者への不安軽減等のための支援に関すること。
- (3) 住宅確保要配慮者への居住支援のための関係機関相互の連携に関すること。
- (4) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の推進を目的とする啓発活動に関すること。
- (5) 住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅市場等に関する情報等の共有に関すること。
- (6) その他設置目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1名ずつ置く。
- 2 会長は、地域共生推進課長とし、副会長は住宅政策課長とする。
 - 3 会長は、協議会を代表し、会議を総括する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があった場合は、その職務を代理する。

(オブザーバー)

- 第5条 会長が必要と認めるときは、オブザーバーの出席を求めることができる。
- 2 オブザーバーは、協議会において意見を述べることができる。
 - 3 前項の規定によるオブザーバーには謝礼として、別表2に規定する額を上限として会長が定める額を支給することができる。

(協議会)

- 第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。
- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
 - 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところに

よる。

(八尾市居住支援ワーキング会議)

第7条 協議会に第2条について調査及び検討を行う八尾市居住支援ワーキング会議を設置することができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、健康福祉部地域共生推進課及び建築部住宅政策課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織、運営に関する必要な事項は、協議会で定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別表1

構成メンバー	
一般社団法人	大阪府宅地建物取引業協会東大阪八尾支部
公益社団法人	全日本不動産協会大阪東支部
社会福祉法人	八尾市社会福祉協議会
居住支援法人（代表）	
八尾市健康福祉部地域共生推進課	
八尾市建築部住宅政策課	
八尾市健康福祉部生活福祉課	
八尾市健康福祉部高齢介護課	
八尾市健康福祉部障がい福祉課	

別表2

対象	金額
学識経験者	日額 21,000円
その他	日額 8,000円